

島津家文書の内部構造の研究

山本博文

はじめに

東京大学史料編纂所(以下、本所と略す)に所蔵される島津家文書は、旧薩摩藩主島津家に伝来した文書群で、昭和三十年から三十二年にかけて、本所が島津家当主島津鑑康(忠重)氏から購入したものである。

藩政時代、鹿児島城本丸御番所、鹿児島城三の丸内御厩の裏手「岩崎六ヶ所御蔵」、及び二之丸前の屋敷跡に新築された新文庫などに置かれていた島津家文書は、明治四年薩摩置県後、「岩崎六ヶ所御蔵」に収納された。明治十年、西南戦争の際、戦禍を避けるため家令東郷重持が決死の覚悟で「六ヶ所御蔵」ヲ開扉シ、御文書箱惣数七十九個ヲ出⁽¹⁾した。この時搬出された文書は、桜島に回漕され、明治三十五年以降、東京袖ヶ崎邸に移送され、一部は鹿児島島の磯邸に残された⁽²⁾。

薩摩藩の他の史料の状況は、薩摩藩政文書については、明治五年夏、鹿児島県令大山綱良が、「旧習が脱けぬと云う所から、藩庁の家老座・大監察局・其他公用帳簿類、土蔵に詰めて有りましたのも、悉く綱良が指揮で焼き棄て」られた。また、江戸藩邸の帳簿類については、慶応三年十二月二十五日、庄内藩ら幕府側諸藩が三田の薩摩藩邸を焼き打ちした時に全焼した⁽³⁾。

こうした経緯から見れば、本所所蔵の島津家文書は、薩摩藩記録所に

よって管理されていた島津家の家文書と考えられる。本稿では、本所所蔵の島津家文書の全体像を示し、現存する島津家文書の史料群としての性格を明らかにしていきたい。

一 黒漆塗箱に収められた手鑑と御文書

島津家文書の中心となるのは、黒漆塗箱に収められた手鑑と御文書である。内容は、島津本宗家に伝えられた源頼朝書状を含む始祖島津忠久以来の歴代の中世文書と十五代貫久以来本宗家を継いだ伊作島津氏の中世文書である⁽⁴⁾。

手鑑に仕立てられた文書は、『歴代亀鑑』二帖、『国統新亀鑑』一帖、『宝鑑』一帖、『手鑑』二帖で、文書数は三百六十通である。『御文書』は、全部で二百三十八巻、文書数は五千二百十八通である。内容は、『歴代亀鑑』は源頼朝・足利尊氏・織田信長らの文書、『国統新亀鑑』は徳川家康書状および御内書、同秀忠・家光の御内書の一部、『宝鑑』は関東下知状・鎮西下知状などの鎌倉幕府関係文書、足利尊氏・同直義らの御教書、室町幕府奉行人奉書などの鎌倉・室町の重要文書、『手鑑』は近衛前久ら近衛家よりの書状類を収めている。

その他は、鎌倉期・室町期の文書も含めて『御文書』と表題を付けられた卷子である。量的に大部分を占めるのは、近世薩摩藩主となる伊作

島津氏に関わる戦国期以降の文書で、薩摩藩第二代藩主島津光久の文書までが卷子に仕立てられている。以上の文書は、本所への受け入れ当時、計十九箱の黒漆塗の箱に収められていた。以下、箱ごとに、内容を概観していく。

黒漆塗特二番箱及び旧番所三番・四番・五番箱

特二番箱は、島津家において特に重要視された文書を収納しており、箱が二重になっている。ここには、『歴代亀鑑』『国統新亀鑑』との外題が付された手鑑三帖、譲状二巻、建久八年の薩州日州岡田帳一卷、御文書古目録一卷、源頼朝御教書一卷および付属史料一冊、及び平安時代以来の文書である台明寺文書二巻⁽⁵⁾が収められている。

五味克夫氏は、この特二番箱が、旧番所二番箱ではないかと推測されている。⁽⁶⁾旧番所とは、鹿児島城の入り口に位置し、藩政時代には重要文書が火災の時などにすぐ運び出せるように置かれていたという。旧番所の三番・四番・五番箱は伝存しており、三番・四番箱は叙位任官関係文書、五番箱は島津家の各種系図なので、確かに島津家の最重要文書として旧番所に置かれたことは納得できる。それでは特一番箱は何かという疑問が生ずるが、これはやはり本宗家から受け継いだ奥州家伝来の具足類などの重宝ではないだろうか。島津家当主としての正当性を象徴する具足類などの重宝が特一番箱、同様の古文書が特二番箱、そしてそれ以後の重要書類が三番箱以降とされ、非常時持ち出し可能なように旧番所に置かれたと考えれば、これらの箱番号の疑問が氷解する。

旧番所の箱は「大箱」と呼ばれており、すでに述べたように三箱ある。三番・四番大箱には、島津家歴代藩主の叙位任官関係文書が収められている。三番には、島津重年・重豪・斉興・斉彬の叙位任官関係文書が、四番には、島津斉興叙位任官関係文書、島津斉彬追贈関係文書、島津忠義叙位任官関係文書が収められている。島津家歴代当主の叙位任官関係

文書は、長持四番上に島津光久・綱久・綱貫のものがあり、小箱六番箱に島津吉貴のものがああるほか、長持九番上・中・下にも他の藩主の分が収蔵されている。これらの事情は不明である。

旧番所五番箱は、旧番所三番および四番大箱に続くもので、おおむね卷子に仕立てられた島津家の系図が納められている。

黒漆塗第一番箱

黒漆塗第一番箱は、特二番箱に準ずる島津家にとつての重要文書である。『宝鑑』以下、島津本宗家相伝の重書案六巻、近世島津家の祖である伊作島津家関係四巻、口宣宣旨二巻、豊臣秀吉の知行宛行関係文書二巻、朝鮮陣関係文書三巻、関ヶ原陣関係文書三巻、その他重要文書二巻、島津家の菩提寺である福昌寺文書一卷、「薩摩伊作庄内日置北郷領家地頭下地中分図」一軸で構成されている。『宝鑑』以外はほとんどが「御文書」と外題を付した卷子で、表紙は、藍地菊花文銀欄、赤紫地龍雲芝雲形文金欄、紺地牡丹唐草文銀欄、藍地菊花枝葉文銀欄などが内容別に使われ、軸は黒檀、薩摩切子（赤）、象牙などの切軸、及び金泥菊花文杉軸である。

黒漆塗第三番箱

この箱は、二種の文書群によつて構成されている。「御文書 義久公巻一」から「御文書 光久公巻八」までの八巻は、豊臣秀吉朱印状、徳川家康・同秀忠・同家光・同家綱の御内書で、『国統新亀鑑』に準ずる重要文書である。

「御文書 伊作家」より「御文書 義弘公家久公」までの十一巻は、

島津家歴代当主、一族の者などの書状案文であり、「御文書 義久公巻二」以降は、起請文案・掟書案なども含まれている。従つて、この箱も第一番箱同様、最重要文書に準ずるものとして扱われていたと考えられる。表紙は、薄紫地雲龍文金欄及び薄紫地丸龍唐草文緞子で、軸はと

もに薩摩切子切軸である。ただし少し性格の違う「御文書 諸公子 六通」は浅葱地雲形文裂表紙・水晶切軸、「御連歌類 貴久公義久公久保公・八通」は白茶地牡丹紗綾形文綾表紙・紫檀切軸で、別のグループの表装となる。

黒漆塗第二番箱

この箱には、全部で二十六巻の卷子が収められており、おおむね二つに大別できる。

「御文書 日新公」は、島津勝久書状、近衛植家書状など日新斎島津忠良関係文書、「御文書 義弘公」から「御文書 家久公 卷三」までは、豊臣秀吉朱印状の他、石田三成書状、本多正純書状、山口直友書状など、中央政権の奉行クラスの者からの指示である。「他家文書 卷一」は中世文書、「他家文書 卷二」は豊臣政権期のもので、他家に宛てられたものであるが、文書の性格から島津家に渡されたものである。「御文書 明阿蘭陀暹羅」は、外国関係の文書である。表紙は薄紫地雲龍文銀欄、及び薄紫地唐草文銀欄、浅葱地雲龍文銀欄で、軸は象牙及び黒檀の切軸である。

以上の十三巻を除いて、「御文書 勝久公義久公・六十三通 卷一」から「御文書 家久公八 卷十三」は、豊臣政権期においては石田三成、小西行長、寺沢広高ら島津家と密接な関係を持つ奉行クラスの者、及び加藤清正・福島正則・毛利吉成・太田一吉らの部将からの書状原本があり、徳川政権期になると本多正純・山口直友・土井利勝等々の取次の老臣や旗本からの書状原本、及び他大名からの書状原本がある。この内「御文書 義弘公三・五十一通 卷五」までは紫地唐草文裂表紙である。以下「御文書 家久公一 卷七」から「御文書 家久公八 卷十三」まで、浅葱地雲形文裂表紙、軸はいづれも水晶切軸と統一的な表装がなされている。これらは、以下に説明する黒漆塗箱の第十箱以降に連続する

特徴である。

黒漆塗第十・十一・十二・十三・十四・十六番箱

黒漆塗箱の第二番箱に続き、「御文書 家久公九・廿三通 卷十四」から「御文書 光久公四十二・廿五通 卷七十九」までの六十五巻は、黒漆塗箱の十・十一・十二・十三・十四・十六番に収められている。先にも述べたように、浅葱地雲形文裂表紙、軸はいづれも水晶切軸と統一的な表装がなされている。慶長十二年以降の幕府老中奉書や大名・旗本からの書状原本がある。

黒漆第十五・十七・十八・十九・二十・二十一番箱塗

黒漆塗箱の第十五・十七・十八・十九・二十・二十一番箱に収められているのは、「御文書 忠宗公忠昌公忠治公勝久公貴久公義久公・二十通 卷二」から「御文書 光久公二十四・五十五通 卷五十五」までの五十五巻で、豊臣政権や江戸幕府の奉行・老臣から島津家老臣宛の書状等である。

表紙は白茶地牡丹紗綾形文綾、軸は紫檀切軸に統一されている。なお、「御犬追物手組」二巻も同じ表装で収められている。島津家老臣に宛てた書状原本は、宛所こそ島津家家臣であるが、内容的には島津家当主に宛てられたもので、島津家老臣間の往復書状の原本、島津家の年頭吉書や覚書等を含めて当初から島津家にあったものである。

黒漆塗第二十二・二十三箱

黒漆塗箱の第二十二・二十三箱には、「御文書 忠久公貞久公師久公氏久公元久公忠国公立久公忠昌公勝久公貴久公・二十五通 卷一」から「御文書御添書 二十一通」までの二十四巻が収められている。重要文書の案文や島津家当主の書状案で、表装は、島津家当主宛の書状を収めた卷子と同様、白茶地牡丹紗綾形文綾表紙、紫檀切軸である。

ここに収められた案文には、島津家文書中に文書原本が見あたらぬ

ものが多く、案文と言つても研究上貴重なものであり、なぜこれらが案文の形でしか残っていないのかという点は、今後古文書学的に研究する必要がある。また、島津家当主の書状案については、実際に出されたかどうかを含めて検討する余地があろう。

黒漆塗四十八番箱

四十八番箱は、黒漆塗の箱で、中には「御文書 忠国公立久公勝久公 忠良公貴久公義久公 三十一通 一」から「御文書 家久公 二十五通

十二」までに十二巻が収められている。表装は、義久の部分までが萌葱地牡丹唐草文緞子、義弘・家久の部分が藍地牡丹二重蔓唐草文緞子で、軸はすべて金泥杉切軸である。

「三拾七番より六十四番迄 御文書目録」(六三―四―四―一)に次の記載がある。

御文書巻物目録 十四巻および御文書上包

右者、御先祖様方御書類二而、岩崎御文書蔵^江被納置候処、漸々

相談候付、安永七戌年申上趣有之、其通巻物被仕立被仰付、天明二

寅十月右之通致成就候旨、一卷帳^江有之候事、

これによつて、「岩崎御文書蔵」に収められていた文書が安永七(一七七八)年に巻物に仕立てられることになり、完成したのが天明二(一七八二)年であることが確定する。ここには、島津家当主一族間の往復書状の原本が収められており、特に豊臣政権期から徳川政権移行期の義久、義弘、家久の三当主間の書状は、島津家の方針を巡って内部に対立を含むことを窺わせる文書が多いので、それまで機密扱いになっていたことを推測させる。

四十九番箱

四十九番箱は、白木の箱であり、もとは「小箱」に分類されていた。ここには四巻の巻子が収納されており、内容は戦国期から近世初期にか

けての島津家当主宛の書状が中心である。「三拾七番より六十四番迄 御文書目録」(六三―四―四―一)に、この箱の来歴・成巻の年月日が記載されている。

一之巻 三拾三通

二之巻 拾九通

三之巻 廿九通

四之巻 貳拾五通

惣合百七通

加久藤御飯屋^江有之候、中納言様より惟新様^江被進候 御書巻通、山田司より被相渡抑留文書之内 御先祖様方肝要之御書類相選、右中納言様御書^茂右之内二相載、吃度巻物二可被仕立置旨、司御取次を以被仰渡候付、御家譜二^茂写被載置候、御文書其外肝要之御文書相選、都而百七通(朱書・安永八年亥七月) 軸物四巻相調、右之目録之通御代々様之次第日次を以載置候、委細之儀^考、右一卷帳記置候事、

安永八年亥七月

御記録奉行(傍線部は朱で抹消)

この記載によつて、四十九番箱所収の文書が、もと島津義弘の居城であった加久藤の飯屋にあった文書で、安永八年七月に成巻されたものであることがわかる。

二 薩摩藩における文書整理

薩摩藩における文書整理は、寛永十八(一六四二)年、幕府から「寛永諸家系図伝」編纂のための家譜書上げが命じられ、同年文書奉行、次いで記録奉行を置いて文書の蒐集、家譜の編纂が始められたことに始まり、相伝文書の整理も行われた。「御文書」は、「群書合集」(島津家本 I 二―三―一八)に「右之内、先専要之御文書計、先年御宝鑑并巻物

二被仰付、其外之御文書は有来候儘二而被召置」とあり、黒漆塗箱の表書には、慶安二（一六四九）年に黒漆塗文書箱八箱が作成されたことが書かれているから、最重要文書は、慶安期に整理され、手鑑や卷子に仕立てられて黒漆塗の箱に収納されたことがわかる。

それ以外の文書はそのままになっていたが、元禄十六（一七〇三）年九月三日、大御番所で管理されていた文書について細工所で裏打ちし、巻物にしようとする計画が立てられた。ところが、宝永元（一七〇四）年九月、当時の藩主島津綱貴が江戸で逝去したため、計画は頓挫し、そのまま七代過ぎた。百五十二年目の安政元（一八五四）年正月十七日、島津斉彬（順聖院）代に軸物に仕立てた。御記録奉行は伊地知小十郎、御記録方添役町田孫一郎、御記録方見習佐多徳八郎である。この時、記録にない文書七百通余が文書箱の底から出てきたという。⁽⁸⁾

以上の文書が『御文書』を構成しており、これは「島津家文書目録（黒漆塗箱分）」として紹介した文書にはほぼ重なる。現存している黒漆塗箱には、「慶安二年巳 五月吉辰 御文書之手鏡箱 八之内一」というような箱書があるものが八箱（第一、二、十、十一、十四、十五、二十、二十一箱）ある。

これらは、寸法から見て、卷子を収納するために作られたものである。島津家文書受け入れ時の収納状態が慶安二年当時のままとは考えがたいが、この時点で島津家文書の一部が手鑑や卷子に仕立てられたことは確実である。慶安二年の段階で黒漆塗特二番箱と黒漆塗箱八個に収納されたのは、文書にして八百余通程度である。⁽⁹⁾

その後、江戸時代末期に、島津斉彬から記録奉行に抜擢された薩摩藩士伊地知季安により文書の整理が行われ、この時に卷子の補修、あるいは新規の成巻がなされた。黒漆第一番箱や第三番箱に収められた島津家にとっての重要文書に、金泥菊花文杉軸とならんで薩摩切子切軸が使わ

れている。このことは、これらの文書が伊地知季安によって整理・成巻されたことを示している。

三 白木箱に収められた文書

島津家文書のうち、本所で「白木箱」として分類する文書群は、白木一番箱から十三番箱及び四十五番がある（表1）。これらは、藩政期に薩摩藩記録所において、藩の現用文書から保存が必要と思われる史料を逐次納めていった箱である。

たとえば、白木十番箱所収二九一五―四番史料の包紙に、「右嘉永二年西二月廿一日、石見とのより橋口今彦江被成御渡、白木御文書拾番箱^江納置候事」とあるように、現用文書で後日に保存すべき文書を収める文書箱として活用されていたことがわかる。白木箱は年代順に番号が振られており、白木一番箱の目録には享保五年（一八一九）よりと書かれているが、宝永・正徳期の文書も含まれている。薩摩藩では、享保期

表1 白木箱文書の内訳

白木一番箱	20	宝永五年～享保十七年
白木二番箱	21	享保十三年～延享三年
白木三番箱	22	延享三年～寛延三年
白木四番箱	23	寛延二年～宝暦十一年
白木五番箱	24	宝暦十二年～文政四年
白木六番箱	25	宝暦十二年～文化十年
白木七番箱	26	天明七年～文化十年
白木八番箱	27	文化十一年～文政六年
白木九番箱	28	文政七年～天保十二年
白木十番箱	29	天保十二年～文久二年
白木十一番箱	30	安政六年～慶応四年
白木十二番箱	31	慶応四年～明治三十年
白木十三番箱	32	慶応三年～明治二十八年

* 中央の数字は架蔵番号。

頃、現用文書の保存方法を一定のやり方で行うようになったのであろう。なお、現在、白木四十五番箱としている史料は、後述するように、白木の箱ではあるがここでいう白木箱とは違うものである。

白木箱は、薩摩藩が永く保存しておくべき史料の収納箱として活用されたものであるから、ここに納められた史料が島津家の近世文書を中心となるべきものであることは言うまでもない。

白木箱一番箱から十三番箱

白木箱に収納された文書の見録は、各箱に付けられている外、小箱欠番三号(六三―五)に「享保五年より白木御文書目安 御記録所」があつて一覽できる。この目録には、「白木御文書一番箱」から「御文書六番箱」まで収められており、記録所に文書保存箱としての白木箱が享保の頃設けられたことがわかる。これに続く白木箱文書の見録は、小箱五十七番箱(五二)に、七番から十二番までのもの六冊が収蔵されている(五二―四―一から五二―四―六)。

白木一番箱を事例に、どのような文書が選択されて白木箱に収められたかを見ていこう。この箱の中で最も年代が古いのは、宝永五年正月の京都所司代の書付(二〇―二―二)であり、これは親王・大准后築地料上納一件書類の一通である。次いで古いのが家宣の本丸移徙祝儀一件書類(二〇―一〇)であるから、当初はこのような朝廷・幕府に関わる重要書類を収納したと思われるが、次第に島津家家臣の資格を認定する文書、領国内の神社仏閣を再興したり格式を認定したりする文書や神宝・寺宝を書き留めた書類なども収納されるようになった。幕府関係では、享保七年以降の上米令に関係する文書、上米の幕府金奉行の請取状、享保七年の内証献上物廃止の老中書付なども収められている。

白木二番箱以降も同様であるが、一番箱で述べた文書のほか、琉球国王からの書状や琉球国三司官の起請文などの琉球関係文書、島津家当主

の年頭吉書、島津家当主の仰出、島津家家老の書付などの原本が収められている。これら幕府や藩のその時々に出された文書の原本が、出された当時の形で残っているというのは、島津家文書白木箱史料の特質である。これらは、近世古文書学研究の上でも貴重な分析史料となる。¹⁰⁾

白木箱の文書は、一通、あるいは一件ごとにその文書を受け取った事情を注記した包紙が付けられ、一件ごとに包紙や袋にまとめられている。整理にあたっては、その文書のまとまりを重視し、本来のまとまりがわかるような番号が付けられている。

それぞれの箱に収められた文書は、たとえば白木一番箱では、おおむね宝暦五年から享保十三年までというように、年代的にまとまっているが、例外もある。白木一番箱に宝永六年の文書が収められているのは理解できるようにしても、宝暦十二年から天明六年頃までの史料が収められている白木五番箱に、一部文化年間の史料も収められるなど、理解に苦しむものも多い。これは、後に箱の中身に移動があつたことを推測させる。

四 黒漆塗箱と白木箱の間

白木箱が成立する以前にも、保存すべき文書は記録所に収められていた。その際に収納されていたのが、以下に紹介する箱である。

中箱四番下箱

四番箱は「中箱」と分類されているが、箱の中・小は主観的なものであり、必ずしもこれを中箱として分ける意味はない。

ここには、まず膨大な数の中世文書の写がある。これは、江戸時代に入つて、本宗家の末裔である藤野・亀山両家から島津家に入った文書などの写しで、原本は、「歴代亀鑑」、「宝鑑」などに収められている。さらに、各種の系図類や「島津家正統御系図」なども収められている。

そのほか、織豊期から江戸幕府初期にいたる文書・史料の原本、写な

どが収納されている。注目すべきものは、『天正年中日々記』(天正十五年六月十五日〜天正二十年六月十四日)、『庄内之乱合戦日記』(慶長四年十月十六日〜慶長五年正月十九日)、関ヶ原合戦直後の島津義弘の側日記と推定される『日々記』(慶長五年十月二十五日〜十一月三十日)、大坂冬の陣時の『鹿兒島城留守居日記』(慶長十九年十一月二十三日〜十二月二十七日)などの歴史的に重要な時期の記録類がある。また、『島原之乱出陣軍衆人数帳』などの軍衆賦帳、豊臣政権五大老掟書写、石田三成の条書写、伊集院忠真兄弟罪科条々などの古文書写などがある。従ってこの四番下箱は、早い時期の文書写を納める箱だったと推定される。なお、この箱に収められた史料は、伊地知季安の『薩藩旧記雑録』の編纂などにも十分に活用されている。

長持四番上箱

『御文書目録 白九番上箱 至貳拾參番箱』(六三―四一)の冒頭には「九番長持 壹竿」とあり、長持の番号も他の箱の番号との通し番号になっている。つまり長持は、中箱及び小箱と一連の箱番号であるとして理解できるので、長持四番上箱と四番下箱は上下の関係にあると考えられる。

この四番上と記された長持には、元禄から正徳にかけての文書が収められている。時代的には、黒漆塗箱に収められた『御文書』と白木箱に収められた一紙物の文書との中間に位置する文書群である。当主で言えば島津綱貴・吉貴の時期で、特徴的なものをあげると、一連の江戸幕府老中連署奉書及び同側用人奉書が残されている。中には、表装するために、文書の裏を剥ぎかけたものもあり、『御文書』に続く史料群であることがわかる。

この長持四番上箱は内容から言って次の小箱六番箱との親近性が強い。

小箱六番箱

本来、長持四番上、中箱四番下箱に続く箱は「長持五番箱」になるはずであるが、長持五番箱に収められた史料は「島津斉宣詩文集」などの時代が下るものであり、長持四番上とほぼ同様の時期の史料を収めているのは、小箱六番箱である。

この小箱六番箱にも、元禄から正徳にかけての文書が収められている。内容は、島津吉貴の養女の婚礼に関する一件文書、西丸女中連署奉書、幕府老中奉書及び御書付、幕府老中達書、幕府側用人連署奉書、東山天皇女房奉書、叙位任官関係文書、吉書、判物、教諭書、黒印状、薩摩・大隅・日向の郡村高辻帳、琉球国司起請文など多岐にわたる。これらの史料は、年代・内容から考えて、長持四番上箱と同じく『御文書』と白木箱文書の中間に位置する文書群であると考えられる。

四十五番箱

この箱は、旧来の目録では「白木四十五番箱」とされているが、箱番号がとんでいることから、白木箱に続くものではなく、他の長持や小箱と共通番号の「四十五番箱」であると推定される。

この箱には、琉球国王の島津家歴代当主宛の書状、及び島津継豊・同宗信らの幕府への伺書が収められている。同様の文書は、長持四番上などにも一部納められている。ただし、『御文書目録』(六三―四一)にある四十五番箱文書は、琉球国王書状は収められているものの、若干内容が異なり、ある時期に文書の入れ替えなどが行われた可能性もある。

五 系図・家譜類

島津家の家譜編纂事業は、正保二年(一六四五)、文書奉行に任命された平田純正によって始まる。その成果が中箱四番下箱所収『島津氏正統御系図』(四五―四)で、のち調査によって新たに発見された文書な

表2 系図・家譜箱

二十四番箱	35	新編島津氏世禄正統系図	第二十代家久まで
二十五番箱	36	続編島津氏世録正統系図	第十八代家久
二十六番箱	42	新編島津氏世禄支流系図	伊集院・新納・樺山ほか
二十七番上箱	37	続編島津氏世録正統系図	光久・綱久・綱貴
二十七番中箱	38	続編島津氏世録正統系図	吉貴
二十七番下箱	39	続編島津氏世録正統系図	繼豊・宗信・重年
六十五番箱	40	続編島津氏世録正統系図	重豪
六十七番上箱	41	島津氏世禄正統系図	斉宣・斉興

他の長持や小箱と一連のものである。

六 島津家文書の箱番号

旧番所の特一番箱・三番・四番・五番箱、及び白木箱計十三箱を除くと、黒漆塗箱、中箱、小箱、長持などに振られた箱番号は、一列のものとして解釈できる。これらは、保存すべき文書、冊子、典籍などの諸史料を収納する箱で、時期により、ある箱から他の箱へ史料を移し替えられ

どで増補されたものが「新編島津氏世録正統系図」である(表2)。

二十四番箱は、「新編島津氏世録正統系図」(第二十代家久まで、義弘とその長男久保をそれぞれ十九代、十九代と数え、二十代が家久となる)、二十五番箱・二十七番箱・六十五番箱・六十七番箱が「続編島津氏世録正統系図」(これは第十八代を家久とし、それ以降の当主の系図)、二十六番箱が「新編島津氏世録支流系図」である。

これらの箱には、二十五番箱に「島津氏支流譜」、二十七番下箱に「島津氏正統統譜」、六十七番箱に「島津氏世録系図正統」との箱書がある。なお、後述するように、系図長持に付されている箱番号は

ることもあった。

現在、藩政時代の島津家文書の全貌を窺うことのできる貴重な史料として、記録所で作成された「御文書目録」四冊がある。この冊子の外題と架蔵番号は以下の通りである。

【壹番より八番迄御文書目録】(六三―四―一)

【御文書目録自九番上箱至貳拾三番箱】(六三―四―二)

【三拾四番より三拾六番迄御文書目録 記録所】(六三―四―三)

【三十七番より六十四番迄御文書目録】(六三―四―四)

以下、この四冊の目録を「目録A」とする。この目録の成立は、記載内容から天保頃であると推測されるが、それ以後も加筆がなされている。つまり、記録所の文書台帳として作成・使用されていたと考えられる。

また、明治になって島津家家記編集方で作成されたと考えられる「御文書目録」四冊(島津家本II―四―一九)が本所所蔵島津家本の中に架蔵されている。これは、明治段階での島津家文書の姿を伝えている(これを「目録B」とする)。「目録A」と「目録B」を比較すると、おおむね両者は一致するが、江戸期にはあつて明治期には見られないもの、あるいは明治以降に成立した箱などがあり、島津家文書の構成を考える上で貴重な情報を提供してくれる(両方同様の記載の場合は単に「御文書目録」と表記する)。

これらの目録記載の箱番号が現在の箱番号に対応することは、たとえば「島津家文書目録II」に掲載した六番箱の内容と対照してみれば明らかである。【壹番より八番迄御文書目録】に所収された六番箱の冒頭を示せば、次の通りである。

六番箱壹卒

一、龟姫様御養御娘二御願被仰上候御書付

但、小笠原佐渡守様張紙相付、

壹通

- 一、小笠原佐渡守様より小笠原彦太夫様江被遣候御切紙 巻通
- 一、小笠原彦太夫様より此御方様江被遣候御手紙 巻通

右三通巻包

これらは、現在の小箱六番箱に収められている島津吉貴養女婚礼一件書類（四七―一―一）である。この外、『御文書目録』に収められたいくつかの文書が現在でも小箱六番箱に分類されており、現在付けられている文書箱番号が、おおむね藩政時代に付けられたものであることを物語っている。ただし、中に収められた文書には異動もあり、藩政時代そのままであるとは言い難い。

一番〜九番

二種類の文書目録に載せられた箱の内容と現在の箱番号とを対照すると、表3のようになる。これに明らかのように、一番から三番までは御文書等が収められた黒漆塗箱、四番上は白木長持、四番下は白木小櫃（従来の分類では中箱四番箱）、五番は長持、六番は小箱である。

『目録B』によれば、もともとの五番箱は黒漆塗箱で、島津吉貴・同継豊・同宗信・同重豪の叙位任官関係史料が収納されていた。ところが、現在の五番箱には、島津宗信及び同齊宣の叙位任官関係文書はあるが、その外の叙位任官関係史料は長持九番下に収められている。

現在の五番箱には、宗信及び齊宣の叙位任官関係文書の外、「島津重豪江戸城吹上御庭拜見一件書類」（七一―九―四）、「島津宗信和歌詠草」（七一―四―一）、「島津齊宣詩稿」（七一―一―一）などが収められており、若干まとまりのない箱となっている。この内、島津齊宣詩稿は、『目録B』によると長持九番下に見える「齊宣公尊稿」だと考えられ、何時の時点かは詳かにできないものの、長持相互間で文書が移動していることがわかる。現在の配列にさほどの合理性は見られないから、取り違えられた可能性もある。ただし、箱とそれに付された番号は、西南戦争の時、

東郷重持が岩崎六ヶ所御蔵から持ち出し、その後島津家で大切に保存したものであることを確認しておきたい。

七番箱は、本来島津光久・同綱久・同綱貞宛幕府老中奉書及び徳川將軍御内書が収められていた。ところが、『目録A』の「御奉書目録 七番」の内表紙に、「此七番箱目録不用也、巳三月依 命都而致焼却候事」と朱書してあるので、ある時期に焼却処分されたことがわかる。⁽¹²⁾

八番箱には、島津吉貴宛老中奉書などが収められていたが、「御奉書目録 八番」の内表紙に、「此八番目録不用也、七番箱御内書等同断」と朱書してあり、これも焼却処分となったと考えられる。

現在残されている長持七番箱には、「茶道伝書」や「茶室起絵図」、島津重豪の遺品、洋学書、「薩藩勝景百図考」などがあり、島津重豪関係のものを収めた長持のようである。これは、天保四年に藩主御手許から記録所に移管された文書箱（白木長持）だと推定される。

九番箱は上中下の三箱に分かれ、それぞれ現在の九番長持上、九番長持中、九番長持下に相当することがわかる。長持九番箱上・中・下計三箱は、比較的過去の形が保全されている長持である。たとえば、『目録A』の冒頭を示すと、次の通りである。

九番長持巻辛

- 一、宝永七寅年琉球而使参府一卷頭書 巻冊
- 一、琉球立二付、重而御考二も可能成と存寄候儀書付 巻冊
- 一、琉球使上下并登城其外諸方江差越候節々行列折本 貳冊
- 右三行白木箱二入、
- 一、清水台明寺文書 紺表紙啄木軸木有、 五巻
- 右木色塗箱二入、
- 一、鹿兒島正一位左右諏訪大明神額正文 近衛基熙ハ公御親筆 貳通

表3 島津家文書箱番号対照表

箱 番 号	目 録 A	目 録 B	対応する現在の箱
特二番	×	×	黒漆塗特二番箱
一番	御文書・宝鑑	同右	黒漆塗一番箱
二番	御文書	同右	黒漆塗二番箱
三番	宝鑑、御文書	同右	黒漆塗三番箱
四番上	白木長持	同右	長持四番上箱
四番下	白木小櫃	同右	長持四番下箱
五番	吉貴公継豊公口宣等	同右	長持五番箱
六番	黒塗箱	同右	小箱六番箱
七番	白木長持	同右	長持七番箱
御奉書七番	光久公綱久公御奉書	×	×
御奉書八番	吉貴公御奉書	×	×
九番長持上	琉球両使参府一卷等	同右	長持九番上箱
九番長持中	齊宣公中将任官口宣等	同右	長持九番中箱
九番長持下	齊宣公尊稿等	同右	長持九番下箱
十番	×	白軸御文書	黒漆塗十番箱
十一番	×	白軸御文書	黒漆塗十一番箱
十二番	×	白軸御文書	黒漆塗十二番箱
十三番	×	白軸御文書	黒漆塗十三番箱
十四番	×	白軸御文書	黒漆塗十四番箱
十五番	×	白軸御文書	黒漆塗十五番箱
十六番	×	紫檀軸御文書	黒漆塗十六番箱
十七番	×	紫檀軸御文書	黒漆塗十七番箱
十八番	×	紫檀軸御文書	黒漆塗十八番箱
十九番	×	紫檀軸御文書	黒漆塗十九番箱
二十番	×	紫檀軸御文書	黒漆塗二十番箱
二十一番	×	紫檀軸御文書	黒漆塗二十一番箱
二十二番	×	黒軸御文書	黒漆塗二十二番箱
二十三番	×	黒軸御文書	黒漆塗二十三番箱
二十四番	御正統御記録箱	同右	系図家譜二十四番箱
二十五番	続編家久公御譜	同右	系図家譜二十五番箱
二十六番	御支流御記録箱	同右	系図家譜二十六番箱
二十七番上	続編島津氏世録正統系図	同右	系図家譜二十六番上箱
二十七番中	続編島津氏世録正統系図	同右	系図家譜二十六番中箱
二十七番下	続編島津氏世録正統系図	同右	系図家譜二十六番下箱

箱 番 号	目 録 A	目 録 B	対応する現在の箱
二十八番	犬追物関係史料箱	同右	黒漆塗十七番箱
二十九番	犬追物関係史料箱	同右	小箱二十九番箱
三十番	犬追物関係史料箱	同右	×
三十番	絵図箱一番平箱	×	×
三十番	絵図箱貳番平箱	×	小箱欠番
三十番	絵図箱三番入長持	元禄薩摩国絵図等	小箱三十三番箱
三十番	絵図箱四番長持	×	×
三十五番	絵図箱五番	天保薩摩国絵図等	長持三十五番箱
三十六番	庄内梶山論山等	同右	長持三十六番箱・白布包本
欠番	×	黒漆文庫	新長持に収納
三十七番上	犬追物関係黒塗御紋付箱	同右	×
三十七番中	犬追物問條聞書	同右	×
三十七番下	犬追物書入唐櫃	同右	×
三十七番下唐櫃三番	犬追物書入唐櫃	同右	×
三十七番下唐櫃四番	犬追物書入唐櫃	同右	×
三十八番	吉貴公御奉書	×	×
三十九番	継豊公御奉書	×	×
四十番	宗信公御奉書	×	×
四十一番	重年公御奉書	×	×
四十二番	諸大名書状	×	×
四十三番	御授伝御筆之類入半櫃	同右	×
四十四番	竹姫君様御入輿一卷	×	×
四十五番	中山王より齊興公江之書翰	同右	四十五番箱
四十六番	齊興公御筆	同右	×
四十七番	蘭書	×	×
四十八番	御文書十四卷	同右	黒漆塗四十八番箱
四十九番	御文書四卷	同右	小箱四十九番箱
五十番	鳥津国史等	同右	×
五十一番	大慈院様御手許書類	同右	長持欠番一号
五十二番	真言御伝書	同右	×
五十三番	中院聖教	同右	×
五十四番	信澄院様宛之女文等	×	×
五十五番	齊宣公極御内用留等	×	新長持に収納
五十六番	齊宣公御奉書并御内書	×	×
五十七番	御伝書類、御謄本	同右	長持五十七番箱

箱番号	目録 A	目録 B	対応する現在の箱
五十八番	三国名勝絵	×	×
五十九番	御家東鑑	同右	小箱五十九番箱
六十番	御家太平記	同右	小箱六十番箱
六十一番	御仏間入御伝書御筆笥目録	同右	×
六十二番	御書物書筆笥	同右	小箱六十二番箱
六十三番	鷹之書類	×	×
六十四番	蘭書十六冊	×	×
六十五番	島津氏正統統譜	同右	六十五番正統統譜
六十六番	庭訓往来	同右	小箱六十六番箱
六十七番	御文書、御讓状御手鑑鏡	島津氏世録系図正統統譜	六十七番正統統譜
六十八番	×	比志島文書七巻	他家箱六十八番比志島家

右高檀紙包、桐白木箱二入、金物金めつき牡丹すかし、緒紫絹
真田、桐外箱二入、
(後略)

これは、現在の九番長持上に収納された、「宝永七年琉球両使参府一件」(七三一一)、「鹿児島正一位左右諏訪大明神額正文」(七三一一三)である。「台明寺文書」は、現在他家箱に分類されているもの(九〇一―九〇一五)だと推定されるが、かつては九番長持上に収納されていたことがわかる。そのほか、藩士の提出した馬術書、島津綱貴叙位任官関係文書、島津宗信の遺品、宝暦六年の国目付関係史料などが収められている。これらは、おおむね「目録B」にも見える史料である。

長持九番中は、島津斉宣・同斉興の叙位任官関係史料、「甲陽軍鑑末書」、「弓術御伝書」、「鉄炮御伝書」、「馬術書」、「平家物語写本」などが収められており、これもおおむね「目録B」に見える。

長持九番下は、島津吉貴・同継豊・同宗信・同重豪四代の叙位任官関係文書、および中御門天皇・桜町天皇・孝明天皇の女房奉書が収められている。しかし、これは「目録B」の内容とは大きく異なっている。

「目録B」によると、九番長持下には、「斉宣公尊稿」のほか、「兵道書」、「誕生石絵形」、「斉宣公御詠歌」、「高麗流八條家馬術鞭」、天保五年提出の薩摩・大隅・日向諸縣郡・琉球国郷村高帳などが収められていた。このうち、「誕生石絵形」は長持五番(七一―一二)、「高麗流八條家馬術鞭」は新長持(八〇―一五)というように、別の長持に収められている。

十番―二十七番

これは、すでに述べたように、十番箱から二十三番箱までは「御文書」の収められた黒漆塗箱、二十四番箱から二十七番箱上・下までは島津氏正統系図箱である。

二十八番〜三十番

二十八番箱から三十番箱までの三箱は、『御文書目録』によれば、もともと犬追物関係史料が収められていた。たとえば、二十八番箱には、「馬道具日記」「騎射秘抄序」など、二十九番箱には「犬追物口伝之書」「検見日記」「笠懸之書」など、三十番箱には「王子村犬追物之図」「桜田邸犬追物之図」などである。この内、島津家文書に現存するのは小箱二十九番箱だけである。この箱には奈良絵本の『玉ものまへ』などが収蔵されており、もともとの二十九番箱に相当すると考えられる。

尚古集成館所蔵の犬追物関係史料には、「王子村犬追物之図」「桜田邸犬追物之図」などが伝存していることが紹介されており、三十番箱に相当する部分は現在尚古集成館に所蔵されていると推測される。

二十八番箱に相当する史料の所在は、現在のところ不明である。また、『御文書目録』によれば、三十七番箱にも犬追物関係史料が収められている。現在の島津家文書中に三十七番箱はないが、『目録B』によると、三十七番箱は、上・中・下・下唐櫃之内四番・下唐櫃之内四番の五箱に分かれており、かなりの史料が所在不明になっているわけである。島津家文書中の小箱麻カパー(五八)、小箱棚積本(五九)、小箱茶風呂敷包本(六一)に犬追物関係史料が収められており、これらはそれらの箱のどこかに収納されていたと考えられる。

三十一番箱〜三十五番箱

三十一番箱から三十五番箱までは、元禄および天保の幕府による諸国国絵図作成に関わる史料が収められた箱である。元禄国絵図作成の参考にされたと考えられる正保国絵図の控図もある。正保国絵図作成関係史料は、すでに成巻され黒漆塗箱所収の御文書中に収められているほか、尚古集成館にかなりの量の関係史料が収められている。後者の伝来の経緯やその関連性は明らかでない。

国絵図関係の控絵図や文書が収められた箱は、『目録A』によると、

「三拾壹番 絵図箱一番入日記平箱」のごとく一番から五番までの番号が付けられている。この内、元禄国絵図作成史料が収められたのは三十一番箱から三十四番箱までで、『目録A』の三十四番箱の目録の末尾には、次のような注記がなされている。

右目録は、元禄十五年、諸国絵図御改付、薩摩・大隅・日向并琉球国絵図御改被成、可有御上納旨、江戸於評定所、三御奉行・大目付御列座ニ而、此御方留守居被召出、被仰渡候、依之段々被相伺候上、御絵図・郷帳等、元禄十五年八月御上納候、右御絵図之控、其外段々之絵図、又者澄文、又者雑用之帳面等迄、御記録方御蔵江可納置旨、被 仰出候付、目録之通此節相渡候、拙者事、最前より右御用被仰付候故、如件候、以上

嶋津帯刀印

元禄十六年

未十一月六日

田中五右衛門殿

市来源右衛門殿

肥後仁右衛門殿

凡用紙十六枚

右本書は、大御番所立有之候旨番絵図箱(三十一番箱)二入置候、

仍写置之候、以上

御記録所

申三月四日

これによって、「御絵図之控、其外段々之絵図、又者澄文、又者雑用之帳面」が、元禄十六年十一月に「御記録方御蔵」に入ったことが明らかである。

三十五番箱には、天保国絵図関係史料が収められている。このように、国絵図関係の箱は五箱であったのだが、『目録B』の段階では、三十三番箱(五〇)、三十五番箱(七五)の二箱しか記載されていない。

小箱欠番二号(六二)には、元禄国絵図作成関係史料が残されており、これは元の三十二番箱の一部と推定される。ただし、『通俗南北朝軍談』(六一―一)、『高津重豪広大院二謁見一件記録』(六一―六)や天保国絵図関係史料なども収納されており、三十二番箱そのものではない。

小箱三十三番箱(五〇)には、元禄国絵図作成過程を示す「江戸絵図座日帳」(五〇―三)、幕府役人や関係諸藩の絵図作成担当者からの連署状や書状などが収められている。

長持三十五番箱(七六)には、本来は「絵図箱三番(三十三番箱)」に収納されていた正保国絵図の控図及び元禄国絵図のほか、天保国絵図関係史料が収められている。天保国絵図関係史料に関しては、天保九年十月二十六日、一括して入れ置かれたようである。天保薩摩国絵図部分図十五枚(七六一―一七六一―一五)ほか、飢肥領絵図、椎葉山絵図などは、『目録B』の三拾五番に重なる。ほかに、三十五番箱には、『薩摩藩勝景百図』五巻や『倭文麻環』の清書本が収納されている。

なお、元禄薩摩国絵図に着目すると、『目録A』の記述で注目すべきなのは、「絵図箱三番(三十三番箱) 入日記」の部分に、「一、薩摩国絵図 志枚」とあり、「但、是ハ絵図粉色悪付、御調進之御用不相立候故、三番長持二入置也」と注記されていることである。現在一舗のみ残っている元禄薩摩国絵図が、粉色が悪く幕府に提出できなかった絵図であったことが判明する。

また、『目録B』によれば、長持三十五番箱には、同十四年八月八日、「一位様より大慈院様(高津齊宣)への直文(徳川家齊室広大院書状)」、「薩摩藩勝景百図」一箱(五巻)、『同百図考』が納められ、同十五年六

月朔日には「御鉄炮御伝書」一箱が下され、納め置かれていたことがわかる。ところが、現在の三十五番箱には、元禄国絵図などが収納されており、本来収納されていた「一位様より大慈院様への直文」などは、明治期に成立した新長持に移されている。

三十六番箱

三十六番箱には、『目録B』によれば、日向飢肥領との境目である庄内地方梶山の論山関係史料、および「当家軍術軍神勸請吐気作法」などの軍術書類が収められている。現在小箱白布包本(六〇)に収められている「梶山境争論一件留之写」(六〇―一)は、『目録B』の三拾六番箱中にある「庄内梶山論山一巻」と同一のものであると考えられ、小箱白布包本は三十六番箱の一部と推定される。ただし、現在の長持三十六番箱は、『目録B』の内容と対照してみるとほとんど一致しない。これらがどのような関係になっているかの究明は今後の課題である。

小箱に分類されている「兵法伝書箱」(六八)は、独立した箱に収められているが、『目録B』と対照して見ると、本来は三十六番箱に入っていたものの一部であることが判明する。また、小箱十番箱(四八)とされていた箱は、箱書に「大信公兵法武術諸御伝書 天保四年納入」となっている。すでに述べたように、「十番箱」は、すでに黒漆塗箱中にあり、おそらくこの小箱十番は、箱番の低位分類である「十番」を箱番号と誤解したのだと考えられる。内容は、『武門要鑑抄』二十巻などで、その箱書の内容と一致する。

なお、『目録B』の三十六番箱の記載の後に「黒漆文庫入附目録」として、『五目録占書』式冊、「光久公鳴弦書」七冊、「光久公軍術法書」六冊など全四十点の冊子及び巻子が記載されている。これらは、現在新長持に収納されている史料(八〇―一二)であるが、『目録B』には次のような注記がある。

右四拾行、御小納戸大野鉄兵衛・平山孫八・弟子丸三右衛門を以、
宝永五年子閏正月廿三日当座（記録所）江被召預候二付、我々より
右三人江受取、出置候、依之、入付覚書如件、

御記録所

子閏正月廿三日

市来早左衛門

肥後二右衛門

田中五右衛門

これによって、本史料が当初御小納戸方で管理され、宝永五年に記録
所に移管されたことがわかる。このように藩主備用の書物は御小納戸方
にあったが、不要になれば適宜記録所に移管され、島津家文書の一部に
編入されていたのである。

三十七番〜四十九番

三十七番箱は、すでに述べたように犬追物関係史料で、本来は五箱あ
った。現在の所在は不明である。

三十八番箱から四十一番箱には、島津吉貴、同継豊、同宗信、同重年
という歴代藩主への幕府老中奉書が収められていた。これは、『目録A』
に「此目録不用、本書焼却被仰付」と朱書してあり、焼却処分になった
ことがわかる。四十二番箱には、諸大名からの書状が収められていたが、
これも同様に焼却処分となっている。

四十三番箱は、「御伝授御筆之類入半櫃」とのことであるが、現存し
ない。

四十四番箱は、「竹姫君様御入輿一卷」とあり、島津継豊に入輿した
竹姫の婚礼関係の一件史料だったが、『目録B』には存在していない。
尚古集成館には、継豊と竹姫の婚礼の史料があるので、あるいはそれが
この四十四番箱のものかもしれない。

四十五番箱は、琉球国中山王から島津斉興への書翰類で、すでに述べ

たように、白木四十五番箱とされている箱である。

四十六番箱は、「斉興公御筆目録」とあり、島津斉興の墨跡が収めら
れていたようだが、現存しない。四十七番箱は、「蘭書」であるが、こ
れも『目録B』では存在しない。

四十八番及び四十九番は、すでに述べた黒漆塗四十八番箱及び小箱四
十九番箱である。なぜ他の「御文書」と分かれて伝来したかという事情
は、すでに述べた通りである。

五十番〜五十七番

五十番箱は、『島津国史』二帙二十四冊、『史鑑隨筆』一冊が収められ
ていたが、現在の島津家文書中には収められていない。『島津国史』は
二十五代藩主島津重豪の命で、造士館教授山本正誼らが編纂した島津家
の正史で、この箱に収められていたものはその献上本であったと推測さ
れる。

五十一番箱は、『目録B』の冒頭に、「大慈院様（島津斉宣）御手許江
被召置候御書物并御書附目録横折 一冊」があることから、島津斉宣の
御手許本が収められていたと考えられる。中に「御謠本 四冊」「那覇
沖江異国船漂着場所図」などがあることから、現存の箱では長持欠番一
号と親近性が認められる。

五十二番箱から五十五番箱までは現存しない。五十二番箱は、『目録
A』『目録B』ともに「真言御伝書」としているが、現存しない。五十
三番箱も同様で、「中院聖教」は現存しない。五十四番箱は、『目録A』
では「信澄院様宛其外之文女等」としているが、『目録B』では欠番、
五十五番箱は、『目録A』では「斉興公極御内用留 一箱」であるが、
『目録B』では欠番である。これらの箱は、内容だけでなく該当する箱
も現存しない。

五十六番箱は、『目録A』によると、「斉興公御奉書并御内書目録」と

なっており、島津斉興に宛てられた老中奉書や徳川将軍御内書が収納されていたことがわかる。ただし、これらの文書も現在は伝存せず、七番・八番箱同様焼却処分されたものと考えられる。

五十七番箱は、謄本、武家故実書、馬の書、軍術書（「執鐘式法」、「日置流弓条々」）などで、長持五十七番箱として現存する。同じ番号とされている小箱五十七番箱（五二）は、「平田氏藏書」、「鹿児島県庁公文書控」、「白木文書目録」など近代以降に島津家に入った史料が収められており、長持五十七番箱とは関係ないものと思われる。小箱四番三号（六三）も同様で、「御領内中御内証絵図写凡例」「御文書目録」などが収納されている。

五十八番箱く六十八番箱

五十八番箱は、「目録A」によれば、「三國名勝絵」一箱（六帙六十冊）で「目録B」には記載がない。現在も島津家文書中には存在しない。

五十九番箱は、「御家東鑑 五十二冊」、六十番箱は、「御家太平記 四十冊」で、これらはそれぞれ小箱五十九番（五三）、小箱六十番（五四）として現存している。「目録B」によると、「東鑑」はもと「木色塗桐箱入」、「太平記」は「桐白木箱入」だったことがわかる。

六十一番箱は、「御仏間御入付御伝書御筆目録」とあるので、仏間に置いていた筆筒に収められていたものであることがわかる。「般若心経」や「大日経義釈」などの御経や仏法の教義書の類が多く、現在は伝存していない。

六十二番箱は、「御書物書筆筒」に入っていた史料で、「柴焼神焙之御法書」「殿中申次之記」「御内書之御案文」「よめむかへのまき」「女房衆筆法」など、書札札関係の書物や故実書が中心である。これらは、ほぼ現在の小箱六十二番（五五）に一致する。

六十三番箱は、「目録A」では「鷹之書類」、六十四番箱は「蘭書 十

六冊」と朱書で記載されているが、墨線で抹消されており、「目録B」ではすでに欠番となっている。当然のことながら現存していない。

六十五番箱は、「島津氏正統統譜」で、重豪代からである。現在では、六十七番箱も「島津氏世録系図正統」であるが、「目録A」の段階では、六十七番箱は「御文書、御讓状、御手鏡」などが収納されていた。その後、明治期になって、「島津氏世録系図正統」の箱となったと推定される。「目録B」には、「明治三十七年十一月十一日表装成」と記されており、この新六十七番箱の成立が明治年代であったことを知ることができる。

六十六番箱は、「庭訓往来 上・下」で、尊親親王真筆とされている。これは小箱六十六番箱として現存している。

六十八番箱の「比志島家文書箱」は、「目録B」に、「右ハ比志島家ノ古文書ニシテ 御先祖忠久公以来ノ御真跡等、比志島家祖先代ヨリ伝来ノモノ也、当主比志島元雄ノ請ニ依リ、明治三十七年六月日ヲ以テ御買入ニ相成、仍テ同年七月一日文庫ニ納ム、福島書記（臨時編集所印）」とある。つまり、六十七番箱「島津氏世録正統系図」、六十八番箱「比志島家文書箱」は明治三十七年の成立であり、西南戦争で運び出された史料箱の番号は、六十六番までであったことがわかる。

七 御文書目録に見えない箱

島津家文書には、記録所で作成された「御文書目録」に見えない箱がある。以下、それらの箱の内容を概観する。

新長持

新長持（八〇）には、島津家相伝の軍術書、槍術書、故実書、馬術書などのほか、「徳川家齊至広大院直書（二位様より大慈院様への直文）」（八〇―九）、「高辻帳写」（八〇―一八）、「本田家由緒書類」（八〇―二

一、「山田弥太郎返献文書」(八〇―一三三)、「島津斉宣内用留」(八〇―二五)、「鹿児島御台場絵図」(八〇―二八)、「六ポンド野戦銃并台車正図」(八〇―一九)などが収められている。

この内、軍術書や「高辻帳写」などについては長持九番下や黒漆文庫(箱番なし、既述)から、「徳川家斉室広大院直書」は長持三十五番から新たに移し替えられたものと推定される。「六ポンド野戦銃並台車正図」などは御手許書類にあったものである。このほか、「明治十二年十二月犬追物手組」(八〇―二三)のような文書もあり、島津家の磯邸執事方で作成・管理されたものもあり、新長持が明治期の成立であることがわかる。

また、この箱には他家の文書も収納されている。「本田家由緒書」については、伊地知季安の『後編薩藩旧記雑録』に多くが採用されているので、江戸時代後期には藩庫にあったことが推測される。

「山田弥太郎返献文書」は、箱のウハ書に「明治十八年六月十六日

山田昌巖拝領之 御書五通、子孫山田弥太郎ヨリ返献ニ付格護、磯御邸執事方」とあって、島津家に入った事情がわかる。江戸時代初期に家老であった山田家には、島津義久や同義弘の直書が与えられており、それを山田家の子孫が、島津家に「返献」したのである。

「天保五年三月 薩摩・大隅・日向・琉球郷村高帳写」(八〇―一八)

は、『目録B』の長持九番下の「拾四番」薩摩・大隅・日向諸縣郡の高辻帳だと推定される。これは天保二年十二月に命じられた諸国惣高取調のための調査で、幕府へ提出後、同六年二月十八日、「帳面・諸書付等之写」を御文書蔵に収めさせたものであった。なお、天保九年、嘉永七年、安政六年の高辻帳を収めた小箱高辻帳箱(六六)は、天保五年の高辻帳との関連で新長持の後に収めた。

大箆筒・小箆筒

この二種の箆筒には、箱番号が記されていない。本所では、大きさによりそれぞれ大箆筒、小箆筒と呼んでいる。大箆筒には、「島津箆筒」及び「老番」の貼紙があり、小箆筒には「斉彬公御手許小箆筒書類入」「島津小箆筒」及び「貳番」の貼紙がある。

箆筒に納められているのは、嘉永末期から安政期の文書で、島津斉彬が藩主の座にあった時期である。内容は、斉彬自ら収集したと思われる、幕府の外交政策に関わる諸文書や軍事技術を中心とした西洋諸科学に関する史料が中心である。中には、相当数の秘密文書も含み、老中阿部正弘との親密な関係を裏付ける阿蘭陀風説書の抜書等も存在する。そのほか、斉彬自作のものを含む詩歌・絵画等もある。藩政に関する文書は、著名な「常平倉大意并愚考」(嘉永五年正月)等がある。なお、大箆筒・小箆筒間で、納められているものの時期的・内容的差異はあまりない。¹⁶⁾

御手許文書

「御手許文書」は、昭和十九年三月十一日、文部大臣官房資料編修課が島津忠重氏から借用した史料を、昭和三十二年九月、本所が購入したものである。もとは島津家文書の各箱から抜き出したものであり、島津家文書、島津家本と同時に購入されたが、本所に入るまでの経緯が異なるため、従来は島津家文書とは別に保管されていた。史料目録としては、『島津家所蔵御手許書類借入目録』という冊子が本所図書運用掛にある。ここには、「別段風説書」「幕末探索書類」(嘉永元年〜文久三年)などの興味深い史料を含んでいる。なお、もと「御手許文書」にあった「江戸大地震ノ図」が大箆筒(八一―四四九)に、「御台場絵図」「野戦銃並台車正図」「西洋大砲絵図」などが新長持(八〇―二八〜八〇―二九)にといふように、一部は島津家文書の中に戻されている。

小箱造営図志箱(六七)の『安政造営図志』は京都御所造営記録であ

るが、もとは御手許文書の中に入っていたものである。

磯邸執事方書類

明治十年以降、島津家文書は磯邸に保管され、執事方が管理した。以下の箱は、磯邸執事方あるいは磯邸編集方などの記載のある文書群である。

中箱六十七番(四六)は、『薩摩志』『日向私史』『島津世家』の史書、『虎嘯輯録』『管窺愚考』などの考証物、『島津斉彬書翰集』などが収められている。これらは、吉田鉄太郎作成の史料で、島津家文書とは本来関係のないものである。

小箱八十八番(五七)は、明治政府が神祇官を設置して調査を進めた『神社調』で、薩摩国部十三冊、府内及各郷三冊、鹿児島部四冊、大隅国部十三冊、日向諸縣郡部七冊の計四十冊である。

小箱二番箱(六四)は、伊地知季通撰になる幕末維新史の編年史料『慶明雜録』である。これは草稿本で、伏見鳥羽七冊、戦状十四冊、雜集九冊、付録四冊の計三十四冊である。明治二十三年二月、伊地知季通により献上された。

小箱朱書四番箱(六五)は、『倭文麻環』『九州治乱記』『九郎物語』『薩州落穂集』『古事類苑 神祇部』などで、特別な本でないことから磯邸編集方の備用本だったと考えられる。なお、『倭文麻環』の清書本は、既に述べたように長持三十五番に収納されている。

小箱墓誌摺本(六九)は大正期に作られた墓誌の拓本で、箱書に「大正四年十二月、元大圓寺月見崎御墓所御改葬墓誌石摺 磯邸執事方」とある。

他家文書

島津家文書には、多くの家臣諸家の文書群が入っている。これらの文書は、藩政時代に献上されたもの、記録所に提出しそのままになったもの

のと推定される。そのほか、明治以後、島津家に献上された文書もある。

島津家文書で特に他家箱として分類されるのは、六十八番比志島家文書箱、樺山家文書箱、上井覚兼日記箱、川上家伝書犬追物箱、町田家文書三・四・五号箱、台明寺文書二番箱の六種である。

このうち、台明寺文書一番箱は黒漆塗特二番箱にあり、町田家文書一・二号箱は尚古集成館に所蔵される町田家文書と推測される。このほか、他家文書で注目すべきものに、長持欠番一号(七九)に収められた二階堂文書がある。なお、「二階堂家正統系図」(七六一二)が長持三十五番に収納されている。

おわりに

二〇〇二年四月、島津家文書は、すでに国の重要文化財に指定されていた黒漆塗箱文書のほか、版本、拓本、他家箱等を除きほぼ全体が、国宝に指定された。また、「台明寺文書」七巻、「薩摩伊作庄内日置北郷領家地頭下地中分図」一軸、「上井覚兼日記」、「薩藩旧記雜録」三百六十二冊が、国の重要文化財に指定されている⁽¹⁸⁾。

明治十年の西南戦争時、島津家家令東郷重持が持ち出した史料は、「御文書箱惣数七十九個」であり、東郷はこれに関して「御家無二至重ノ御文書及御系譜無欠完全タルコトヲ得ル」と書いている⁽¹⁹⁾。

島津家文書の箱番号の意味が不明だったため、島津家文書が岩崎六ヶ所御蔵からどの程度持ち出されたのかというのは謎だったが、本稿の検討によって、東郷の証言通り、ほぼ完全な形で持ち出し得たことが判明した。それに、島津家の磯邸執事方などで作成したり受け入れたたりした文書等が加わって現在の島津家文書が形成されたのである。ただし、記録所で作成された「御文書目録」と対照したところでは、一部不明となっている史料がある。これらの検討は、今後の課題である⁽²⁰⁾。

本稿の考察によつて、現在残されている島津家文書が、西南戦争の時に岩崎六ヶ所御蔵から搬出された史料のほとんどすべてであること、その内容は、島津家の家文書、藩が記録所に命じて保存させた文書、及び歴代藩主の御手許文書などであったことが明らかになった。このことは、島津家文書研究、及び江戸時代の大名家史料研究に大きく資するものであると考える。今後は、更にその内容分析を進め、大名や藩の文書・記録に対する意識を明らかにしていくことが必要であろう。

〔註〕

- (1) 「磯島津家日記」明治十年五月三日条「鹿兒島県史料 西南戦争」第三卷、鹿兒島県歴史資料センター黎明館。
- (2) 五味克夫「薩藩史料伝存の事情と事例」『鹿大史学』第二十七号、同「島津家文書伝存の経緯」『黎明館企画特別展 奇跡の至宝「島津家文書」』鹿兒島県歴史資料センター黎明館。
- (3) 「市木四郎君講演」『史談会速記録』第三輯。
- (4) 島津家の惣領家である総州家の文書が本宗家となった奥州家に受け継がれ、近世になって奥州家の末裔である藤野・亀山両家から島津家に献上されたことは、五味克夫氏の研究に詳しい(前掲「島津家文書伝存の経緯」)。
- (5) 「台明寺文書」は、特二番箱に二巻、他家箱台明寺文書に五巻が収められている。一九九七年、その計七巻(百七十八通)が独立して国の重要文化財に指定された。
- (6) 五味、前掲「島津家文書伝存の経緯」。
- (7) 下地中分図は、一九九七年、独立して国の重要文化財に指定された。
- (8) 五味克夫氏によると、この記録にないという意味は、『島津家世祿正統系図』に収録されていないということの意味するという。
- (9) 『慶安二年二月 御文書目録』(四五―六四)。なお、五味、前掲「島津家文書伝存の経緯」参照。

(10) 山本博文「近世文書の名称付与について」『旧記雑録月報』二〇(鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集二)附録、一九九九年。

(11) 五味克夫「解題」『鹿兒島県史料 旧記雑録前編一』(一九七九年)、同「解題」『鹿兒島県史料 旧記雑録前編二』(一九八七年)、同「薩藩の記録所と記録奉行覚書」『旧記雑録月報』一一(鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ二)附録、一九九一年。

(12) この文章では単に目録が不用という意味にもとれるが、『御文書目録』で「目録」の語は、その記載された史料そのものをさすことが一般的だから、ここでも七番箱に収納された奉書が焼却されたと解するべきであろう。

(13) 松尾千歳「館蔵『犬追物図』について」『尚古集成館紀要』第二号。

(14) 「倭文麻環」は、文化九年、薩摩藩の国学者白尾国柱が、藩主島津重豪の命により薩摩に伝わる故事・軍記・怪談・奇談・歌謡など六十二話を集録したものである。

(15) 土田美緒子「史料紹介『継豊公御婚礼之一巻留』」『尚古集成館紀要』第二号。

(16) この部分は、和仁かや氏の調査による。

(17) 箱石大氏の調査による。筆者が、『島津家文書目録Ⅲ』解題において島津久光の御手許本が基になっていると推測したのは誤りであり、訂正しておきたい。

(18) このほかに、島津家の家史編纂事業に伴って形成された史料群がある。本所では、これを「島津家本」として分類し、島津家文書とは区別している。

(19) 註(1)に同じ。

(20) 本文で述べたように、犬追物関係史料や正保国絵図作成関係史料などの史料が、尚古集成館に所蔵されているが、本所所蔵の島津家文書との関係は不明である。